



今月の 市からのお知らせ

 **福祉**

 **暮らし**

 **催し・講座**

 **スポーツ**

 **募集**

 **相談**

 **とまチョップポイント対象事業**

掲載内容が変更になる場合があります



福祉

こども育成課 利用者支援事業

■**幼稚園・保育施設PRポスター展**

幼稚園や保育施設などの特色が掲載された市内46園のポスターを展示

日所10月1日(火)～11日(金)=市役所 1階ロビー 10月15日(火)～31日(木)=子育て支援センター

■**保育所などへの入所説明会(初回申請者向け)**

回10月30日(木) 10時～11時

所子育て支援センター

定15人(託児10人) 申し込み順

回10月1日(火)～16日(木)に二次元コードで

.....

詳こども育成課 **TEL**(32)6224

■**児童手当制度の改正**

10月分(12月支給分)から、児童手当

の制度が改正されます。新たに手続きが必要になる可能性のある方には案内文をお送りしていますので、ご確認ください。単身赴任(児童が市外在住)の方などには案内文が届いていない可能性がありますので、こども支援課までご連絡ください。制度改正の内容は市HPをご確認ください

詳こども支援課 **TEL**(32)6416



生活者支援給付金室からのお知らせ

■**令和6年度新たに住民税非課税などとなった世帯への物価高騰支援金の受付が終了します※令和5年度の該当世帯は対象外**

回基準日(令和6年6月3日)時点で本市に住民登録があり、令和5年度の物価高騰支援金7万円または10万円の受給対象とならなかった世帯のうち、令和6年度住民税所得割課税者(定額減税

前の税額で判定)がない世帯 ※基準日以降に住民票変更の届出をされても世帯判定は変更されません。ただし、住民票を異動できていないDV被害者や基準日以降に子連れ離婚された非課税の方などは、他の要件を満たしていれば給付対象となる可能性がありますので、ご連絡ください

対象外課税者の税扶養対象となっている方のみの世帯(単身赴任など)・令和6年1月1日時点で日本に居住していなかった方のいる世帯

■**定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付金)の受付が終了します※減税しきれている方は対象外**

回令和6年分推計所得税と令和6年度個人住民税所得割の少なくとも一方が課税されており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方

.....

申詳10月31日(木)までに確認書を原則郵送(消印有効)で 生活者支援給付金室 **TEL**(32)6266

広告